平成２６年（フ）第３００号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―1407号
債務者　松原　康子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０１号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―1407号
債務者　松原　輝昌
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７０号
名古屋市東区大幸３丁目14番10号
債務者　桜井　俊二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　良亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７０号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地18―302
債務者　嶋﨑　千秋
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１号
三重県伊勢市小俣町明野561番地５、前住所三重県多気郡明和町大字新茶屋499番地７
債務者　岡村　欣也
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
島根県出雲市天神町561番地２　アイビーハウス２号館202
債務者　内田　利道
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３６５号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目11番32号
債務者　中島　　一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１６号
大阪府池田市豊島南１丁目10番35―401号　クローリス
債務者　木下　裕康
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６号
大阪市東成区東中本１丁目14番６号　朝日プラザ緑橋Ⅱ408号
債務者　畑　　晃由
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４６号
大阪府池田市五月丘３丁目５番125―302号
債務者　熊谷　孝重
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３６号
大阪市淀川区東三国６丁目６番19号　第３浦濱ヴィレッジ５Ａ号
債務者　林　　美恵
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３２号
大阪市大正区平尾５丁目９番９―604号、前住所奈良市北之庄西町１丁目７番地の５
債務者　川上千恵子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３３号
大阪府東大阪市加納３丁目９番11―502号
債務者　黒川　健一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３４号
大阪府東大阪市加納３丁目９番11―502号
債務者　黒川　　縁
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４１号
大阪府吹田市山田東１丁目25番18―307号
債務者　森川　麗子（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７５号
大阪府枚方市長尾北町１丁目1157番地の44
債務者　中嶋　哲也
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９００号
大阪府茨木市沢良宜東町４番18号　ウエストコート109号
債務者　寺尾正人こと　金　　正人
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部